

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## (第35回) 議事録

1. 日時 令和3年2月2日(水) 14:00~15:01

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

### 3. 議事

- (1) 令和4年度食品安全委員会運営計画について
- (2) 令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
- (3) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

合田座長、畝山座長代理、足立専門委員、阿部専門委員、有田専門委員、  
今村専門委員、浦郷専門委員、太田専門委員、神村専門委員、亀井専門委員、  
川崎専門委員、北見専門委員、白岩専門委員、田沼専門委員、千葉専門委員、  
米田専門委員

(専門参考人)

原田専門参考人、横田専門参考人、渡邊専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、  
石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、藤田リスクコミュニケーション官、  
井上評価情報分析官、高山評価調整官

### 5. 配布資料

資料1-1 令和4年度食品安全委員会運営計画(案)

資料1-2 「令和4年度食品安全委員会運営計画(案)」に関して御提出いただいた  
御意見及び御質問

資料2 令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)

## 6. 議事内容

○合田座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第35回「企画等専門調査会」を開催いたします。

それでは、事務局から現在の出席状況の報告をお願いいたします。

○新総務課長 総務課長の新でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、食品安全委員会の決定に基づきまして、16名の専門委員、3名の専門参考人がウェブ会議システムを利用しまして御出席の予定でございます。なお、食品安全委員会からも7名の委員が出席をいたしております。

次に、企画等専門調査会は原則として公開となっておりますけれども、感染防止の観点から、本日は傍聴者を入れずに開催することとしております。

なお、本会合の様子については、傍聴者を入れることに代えて、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおきまして動画配信を行っておりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

続いて、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○新総務課長 資料の確認をさせていただきます。

お手元でございます本日の資料は、まず資料1の束としまして、資料1-1「令和4年度食品安全委員会運営計画(案)」、資料1-2「『令和4年度食品安全委員会運営計画(案)』に関して御提出いただいた御意見及び御質問」及び参考資料がございます。

資料2といたしまして、「令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)」でございます。

なお、前回の第34回企画等専門調査会におきまして、第35回企画等専門調査会の議題として、令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の候補の選定、いわゆる「自ら評価」につきまして挙げておりましたところですが、前回の専門調査会におきまして候補に上げられたものがございませんでしたので、今回の議題には含めておりません。

また、例年2月に開催される企画等専門調査会では、その年度の食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び次年度の食品安全委員会緊急時対応訓練計画について調査審議をいただいております。しかしながら、本年度は現時点で全ての緊急時対応訓練がまだ終了しておりませんので、年度内には訓練を実施いたしますが、今回の議題2は「令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について」といたしまして、「令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果」につきましては、令和4年6月開催予定の次回、第36回の調査会の議題とすることとさせていただきます。存じます。

以上でございますが、不足の資料等ございませんでしょうか。

○合田座長 皆様、よろしいですか。

それでは、続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和3年11月12日の企画等専門調査会資料の確認書を確認いたしましたところ、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○合田座長 御提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

皆様、御異議はございませんか。よろしいですね。

それでは、本会合の開催に当たりましては、意見または質問を事前に御提出いただいております。事務局より、本会合の議事の進め方について説明をお願いいたします。

○新総務課長 本会合は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、ウェブ会議方式により開催することを踏まえまして、審議の円滑化の観点から、審議に当たっては、リスク評価を行っている他の専門調査会と同様に、事前に意見または質問を提出していただきまして、提出された御意見等を基に議論を行っていただくこととしております。

進行につきましては、議事の進捗に合わせて、意見の提出者を座長が指名させていただき、提出いただいた意見を御紹介していただくこととしております。紹介された意見等に対してさらにコメント等がございます場合、挙手カードを掲げて指名された後に御発言をしていただけますようお願いいたします。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

今、私の目の前にある画面で画像が見えていない先生は畝山先生と田沼先生がいらっしゃいますので、可能であればビデオをオンにしていただけるとありがたいです。畝山先生は今つけられた。田沼先生は可能ですか。アクションが分からないので、その場合には。つきましたね。大丈夫です。分かりました。ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。まず、議事1の「令和4年度食品安全委員会運営計画について」です。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○新総務課長 まず、議題1「令和4年度食品安全委員会運営計画（案）について」でございます。案の全体は、資料1-1にその全文をお手元に配付させていただいておりますが、令和3年度と令和4年度の計画の比較におきまして、主な変更点につきまして御説明をさせていただきたく存じます。お手元の資料1参考という新旧対照表、横長の少し大きめの資料がございますでしょうか。その新旧対照表に基づきまして御説明をさせていただきます。

1 ページ目を御覧ください。左側が令和4年度の運営計画案でございます。まず、事業運営方針の委員会の運営の重点事項でございます。真ん中辺りの（2）の部分でございます。食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直しについて、その例の部分でございます。令和4年度につきましては、遺伝子組換え食品等について、これまで得られた知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品の安全性評価基準」、それから「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の改正を検討いたします。その他、評価ガイドラインの見直しの要否を検討するという2項目にしております。

次に、b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施についてでございますが、令和4年度につきましては、再評価を受ける農薬に関しまして、評価要請がなされた場合、評価指針等に基づき評価を進めるということにしております。

次に、2 ページ目をお開きください。1 ページからの続きでございますが、養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の実施についてでございます。蓄積された関連データ等を用いまして、養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を推進するため、評価の手法の検討や評価に必要な情報の特定を進めるとしております。

それから、②リスクコミュニケーションの戦略的な実施の項目でございますが、一般的に記載を改めまして、消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施するとしております。

次に、3 ページを御覧ください。食品健康影響評価の実施についての項目でございます。真ん中より下、2番の評価ガイドライン等の策定の部分でございます。令和4年度、本年度におきましては、先ほど申し上げました遺伝子組換え食品等についての評価基準の改正を検討するという事で記載をしております。また、3 ページの一番下の部分でございますが、ベンチマークドーズ法につきまして、ベイズ統計学に基づく手法の導入についての国際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」の改正を検討いたします。4 ページに参ります。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進めることと記載しております。

次に、4ページの上のほう、3、「自ら評価」の推進の(2)の部分でございますが、令和4年度につきましては、調査審議を進める項目がございませんので削除しております。

次に、第6、リスクコミュニケーション・情報発信の促進ということで、5ページの下のほうでございます。こちらにつきましても、記載内容を大幅に修正させていただきました。消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深めということで、先ほどの積極的な記載に変更しております。様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施し、引き続き情報発信を積極的に行うとしております。

令和4年度、本年度の重点テーマは農薬とするということで、5ページの一番下の部分、農薬について一般的に誤解が生じていることが多いこと、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であることなどの意識調査の報告を踏まえ、次の取組を実施するというところで、6ページに記載のございますような具体的な取組を図ることとしております。

6ページの真ん中以降でございます。様々な手段を通じた情報の発信というところで、語句の修正が何点かございますが、(2)①のFacebookの部分、食品安全委員会をフォローし、ある程度専門的な知識を持つユーザー層に対し、利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信するというところで記載しております。また、メールマガジン、ブログ、YouTubeにつきましても、所要の修正をしております。

7ページを御覧ください。YouTubeにつきましては、文字情報だけでは伝えられない情報を分かりやすく伝えられる、また、検索・おすすめ等で長くアクセスが得られる一方、詳細な情報は伝えにくいという動画の特性を踏まえつつ、事業者、消費者等対象を意識した情報を発信するとしております。

また、⑤としましてTwitterの記載を新設しております。一般消費者が情報収集の手段として用い、拡散力の高いTwitterの特性を生かしつつ、食中毒の防止法等、一般消費者にとって身近で関心(共感)の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを中心に情報発信すると記載をしております。

少し間が飛びまして、7ページの一番下、「食品の安全性」に関する科学的な知識の普及啓発の(2)意見交換会、講師派遣等でございます。具体的な部分でございますが、広く一般消費者を対象に地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等については、食品安全委員会の認知度向上等の効果が一定程度得られるものに講師を派遣する。さらに、大学等の教育機関に講師を派遣し、食品の安全性に関する科学的知見に対する理解促進を図るという記載をしております。

8ページをお開きください。関係機関・団体との連携体制の構築という3番の項目の(3)の部分でございます。マスメディアに関する部分の記載を(4)と分けまして、(3)につきましては、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携について記載をしております。特に講師派遣につきましては、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施するとしております。

(4)の部分が特出しと申しますか、新設しております報道関係者との意見交換ということで、食品安全委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。本年度は特に農薬について意見交換会を実施するほか、意見交換会後も参加した報道関係者との意見交換を密に行うと記載しております。

9ページをお開きください。緊急時対応訓練の実施ということで、4月から11月に新任者研修及び実務研修を行うこととしております。

第9の国際協調の推進の部分につきましては、2022年度、令和4年度の国際会議などの予定について更新して記載をしております。

以上、運営計画の主な改正点等につきまして、御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、まず、資料1-2にございます専門委員の皆さんから御提出いただいた御意見や御質問に基づいて議論していきたいと思っております。まず、資料1について御意見等を提出いただいた委員の方に、御意見について説明をいただき、その後、まとめて事務局から回答していただきたいと思っております。順番に意見の提出者を指名しますので、御意見等について御説明いただけますようお願い申し上げます。

まず、今村先生、よろしくお願ひいたします。

○今村専門委員 2つ質問しているのですが、2つとも一遍にやっていいですか。

○合田座長 はい。そうしてください。

○今村専門委員 では、一緒ということ。まず、資料1-1の1ページ、中身のほうと関連があるのですけれども、指標の見直しの中で「遺伝子組換え食品の安全性評価基準」について見直しを図るということですので、どういう内容を改定する必要が出てきて考えておられるかということをごひもう少し詳しくお聞きしたいと思っております。

その背景として、ここに書かせてもらっていますけれども、私は平成14年ぐらいにこれの原案をつくっていた当事者の一人でございますので、当時で言うとサザンプロットぐらいでしかプライマーの同定などはできなかったという状況があつて、今、次世代シーケンサーを使えば確かにいろいろなプライマーをつくれるなと思っております。こういったことをされようとしているのかということをごひ教えていただければと思っております。

また、2つ目のところとして、ベイズ統計に基づく手法の導入ということで、ベンチマークドーズ法をつくる際に、この新しい考え方を導入しようということ。これ自身は賛成なのですが、私は統計を専門にする者として、ベイズ統計は事前確率の設定の仕方でどん

なふうにも変わるといふところがありまして、既存の統計学とはちょっと別物なのです。ですから、事前確率の設定の仕方によって、今までと全然違うものになってしまう可能性があつて、それを今までのものと整合性を取ろうと思うと、物すごく複雑な計算をやり直さないと整合性が取れなくなるというようになちよつと厄介な代物だと思ふのです。ですので、どのような導入の仕方を考えておられるのかということと、既存の、今回ですとNOAELなどの設定に使われるのだと思ふのですけれども、そこそそが出てきた場合にはベイズを信じられるのか、既存のほうを取られるのかということとをどんなふうにかんがえていられるかについて教えていただければと思ふます。

以上です。

○合田座長 今村先生、ありがとうございます。

それでは、まず、今村先生の御質問につきまして、事務局、御回答いただけますでしょうか。

○石岡評価第二課長 評価第二課長の石岡と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、今村先生からいただきました資料1-2の冒頭にあります、その他の評価ガイドラインの見直しの要否を検討するとあるが、具体的にどのようなことが懸念になっているのかという御質問につきまして、最初にお話しさせていただきたいと思ふます。

評価を行う上でよりどころとなる評価指針や評価の考え方などにつきましては、最新の科学をキャッチアップすることが非常に重要ですので、食品安全委員会としましては、常にこうした視点で検討を進めていくことが必要ということで、今回、運営計画案のほうに記載しているものでございます。現時点では、先ほどもお話がありました遺伝子組換え食品の評価指針や、あとはベンチマークドーズ法の活用に関する指針、こういったものを考えているところでございます。

次に、遺伝子組換え食品のところ具体的にどういった見直しをを考えているのかという御質問でございますけれども、運営計画案に記載してございますとおり、今後、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」や、近年特に評価実績が増えております「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の見直しの検討を予定しておりますけれども、これら見直しに当たりましては、これまでの評価で得られた知見及び国際的な動向、こういった観点から見直しを行うことを検討しているところでございます。

このうち、これまでの評価で得られた知見につきましては、先ほど今村先生からもお話がありましたけれども、例えば現行の評価基準の策定時の2004年には想定されておりました次世代シーケンス等の新たな解析技術が進みまして、それらの解析結果を踏まえた安全性評価の実績が蓄積してきたことから、こういったものを評価基準の中に反映させることができないのかといったようなことを検討する予定にしております。

また、国際的な動向につきましては、Codex委員会が示しておりますガイドラインに大きな変更はなく、基本的な考え方は変わっていないものと認識しておるところですけれども、評価基準を策定してから時間がたっているということもございますので、改めてこういった点についても検証をしていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

まず、最初のほうの御質問につきまして、今村先生、よろしいでしょうか。

○今村専門委員 今の御説明で大分分かりました。特に今のお話の中でも次世代シーケンサーを使ってシーケンスを見えるようになったことを主に新しい知見として検討されるということだと思いました。

昔、20年ぐらい前にこの審査基準をつくったときに、シーケンスの問題でいうと、挿入された遺伝子ともとの植物などの遺伝子と境界領域はどこですかということのシーケンスを同定するのがなかなか審査のときも大変だったと思いますし、それを審査基準に入れるかどうかでも随分もめたと思います。Codexの国際基準をつくる時も私は事務局をさせていただきましたので、あれの原案を書く側にいたのですけれども、国際的な議論のときも、両側のシーケンスを特定するのか、片方のシーケンスだけでいいのかということが随分議論になりました。最終的には監視のときのプライマーに使うような配列をどうするのかということで活用するものとして提出を求めていたわけですが、そういったことが当時と比べれば随分技術が上がっている分、非常に深いところまで分かるようになったので、そこら辺の折り合いが難しいのではないかなと危惧しています。

そういったところをちょっと念頭に置いていただいて、検討していただく必要があるのかなと思います。意見として聞いていただければと思います。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、2番目の質問について、事務局、御回答をいただけますでしょうか。

○高山評価調整官 評価調整官の高山でございます。

今村専門委員からいただいております2つ目の御質問、ベンチマークドーズ法に関してベイズ統計学に基づく手法の導入について検討するということについて、より詳細な内容を教えていただきたいという御質問でございました。

まず、ベンチマークドーズ法から簡単に御回答させていただきますと、ベンチマークドーズ法は動物試験において得られます無毒性量に代わる値を算出する手法として用いられております。試験や研究のデータの質の問題や統計学的な不確実性のある程度克服できるなどの特徴があるとされておりまして。

そして、このベンチマークドーズ法にベイズ統計学に基づく手法を導入することによってより正確な推定が可能になり、食品健康影響評価にも利用できるのではないかと考えております。

具体的に、ベイズ統計学に基づく手法を導入するやり方ですが、ベンチマークドーズの計算に当たりまして、数理モデルを用いますが、そのパラメータの推定にベイズ推定を用いるというやり方でございます。

このベイズ推定を用いるやり方に関して、2020年にWHOのガイダンス文書「食品中の化学物質のリスク評価の原則と手法」いわゆるEHC 240と呼ばれるものですが、それが改訂されて、その中で一般的にはベイズ統計学に基づく手法を用いることが好ましいという記載があったところでございます。

一方で、今村専門委員から御指摘いただいておりますように、ベイズ統計学の特徴であります事前確率や事前分布は適切に設定しないと計算結果に影響が及んでしまいますし、ベンチマークドーズ法にベイズ統計学の手法を導入するに当たって、事前確率や事前分布をどのように設定するのかということが一つの課題になっていると聞いております。また、これも今村専門委員がおっしゃっていましたが、計算が複雑になってしまうというお話がございました。こちらも同じく、ベイズ統計学の手法を用いることの課題の一つとして事務局も認識しております。

こういった課題に関して、現在、研究事業を実施しております、事前確率や事前分布をどのように設定するのか、算出された結果をどう解釈するのかといった課題を専門家の先生方に研究、整理いただいております。

この研究事業の結果を踏まえまして、来年度から評価技術企画ワーキンググループでこの課題も踏まえた検討をさせていただき、ベンチマークドーズ法にベイズ統計学に基づく手法を導入するべきかどうかなどについて検討を行う予定としております。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

今村先生、ただいまの御回答でよろしいですか。

○今村専門委員 ありがとうございます。WHOも推奨してベイズを使えと言っているということと、また、慎重に検討してもらえるとということが分かったので、ひとつ安心しました。

私は厚労省で人口動態統計の将来人口推計をするときにベイズを使ってくれと頼まれて推計したことがあるのですが、なかなか厄介な代物です。ですので、前提確率としてどんな数字を入れるかということによって、後の確率が大きく変わってきます。考えてみれば、例えばサイコロを2回振って6の目が2回出たという前提を置いたとしたら、そのサイコロはたくさん目の出るサイコロですかということを見るようなものなのです。それは確率どおりだということであれば、その確率どおりの部分を後からもう一個前提確

率を置いて割り戻さなければいけないという物すごく面倒くさい作業が発生します。その前提確率の設定の仕方によって随分変わってきますので、そこら辺はぜひ留意をしてやっていただきたいと思いますし、既存のモデルと大きく変わってしまう可能性がありますので、そのときに本当にそのモデルでいいのですかということを考えてもらう必要があると思います。ぜひ留意してやっていただければと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ただいまの今村先生と事務局のやりとりに関しまして、特に御質問等ございますか。委員の先生方、よろしいですか。

では、次に行きます。その次は、北見先生、御説明をお願いします。

○北見専門委員 では、御質問させていただいた内容について説明させていただきます。

私からは資料1-1の8ページ目の第6の3の(4)について御質問させていただければと思います。今回の改訂で、先ほどお話にありましてとおり、マスメディアの部分を抜き出して一つの項目にされていて、報道関係者の方に対して科学的知見を提供するという体制は非常にすばらしい取組だと感じました。その一方で、調べ物をする場合はSNSやYouTubeを見るといった方も増えているかと思えます。特にフォロワー数が多いインフルエンサーの発言については、誤った情報でも信じてしまう方が多いのではないかと感じております。

そういった背景から、インターネット上の情報発信者に対して食品安全委員会から情報提供される機会があるのかを知りたく、今回御質問させていただきました。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、事務局、御回答をお願いいたします。

○都築情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の都築でございます。

北見先生、御指摘ありがとうございます。まさに御指摘のとおり、インターネットを中心に情報収集される方が増えている状況を踏まえまして、事務局といたしましても、YouTubeチャンネルのコンテンツの充実に努めるとともに、新たにTwitterを開設するなど、SNSを用いた発信の工夫を行って、直接そういったインターネットを通じて情報収集される方へのアプローチを進めております。また、報道関係者との意見交換につきましても、インターネット上のニュースサイトに記事を投稿されているジャーナリストさんにお声がけして御参加いただくほか、意見交換のテーマや開催時期、表現方法を見極めることで、インターネットニュースに話題として取り上げられるような、そういう工夫をしているとこ

ろでございます。

一例といたしまして、参考資料を入れさせていただきました。カラーの資料で横置きのものでございます。「低温調理に係る広報の取組について」ということで、昨年10月から12月に低温調理に関するYouTube動画、鶏肉編、豚肉編、牛肉編の3作を作成・公開いたしました。これと連動する形で、報道関係者との意見交換会を山本委員長、香西みどり委員に御参画いただいて、意見交換を行いました。この結果、各種新聞・テレビ等が取り上げてくださりまして、それに連動するようにFacebook、Twitter、インターネットニュースといったものが出てきて、それがまたYouTubeの再生に効果を与えるというような成果が出ております。うまくいった例としてそういったものもあるということをお紹介させていただきました。

事務局といたしましては、引き続き、適切な情報発信を継続して、インターネット上の情報発信者にも、こういう情報だったら共有したい、紹介したいと思っていただけるような情報発信をしてみたいと思っております。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

北見先生、よろしいですか。

○北見専門委員 はい。インターネットでの情報発信者にも情報提供されるということで理解いたしました。ありがとうございました。

○合田座長 ありがとうございました。

それでは、事前にいただいた質問と回答はここまででございますけれども、それ以外に本件に関しまして御意見、御質問等はございますでしょうか。

では、まず、浦郷先生、よろしく願いいたします。

○浦郷専門委員 全国消団連の浦郷です。事前に提出できなくて申し訳ありません。私はリスクコミュニケーションのところについてお伺いします。

その前に、私ども全国消団連では、12月、年末の忙しい時期ではあったのですが、農薬の学習会をいたしました。その際には食品安全委員会の都築課長、浅野委員に講師になっていただきまして、一般の消費者にもとても分かりやすく丁寧な説明をしていただきまして、どうもありがとうございました。

それから、その際に消費者が不安に思うことが多分質問として出るだろうということも踏まえて、厚労省の担当者、農水省の担当者の方にもつないでいただきまして、質疑応答のところでは各省の担当者にも御回答いただけたということで、本当に消費者にとって理解が深まるいい学習会になったと思っております。とても感謝しております。

それで、リスクコミュニケーションの今年度の重点テーマ、昨年に引き続き、農薬となっております。ここの重点のところ、一昨年、その前のときも食品安全の基本的な考え方や食中毒というので2年ぐらい続けて同じ重点テーマだったと思うのですがけれども、リスクコミュニケーションのテーマとしては単年ではなかなかコミュニケーションを深めるのは難しい、やはり複数年ということでお考えなのでしょうか。重点テーマの決め方というか、その考え方をお伺いできればと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

事務局、どなたが。

○都築情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の都築でございます。

重点テーマの設定方法について御指摘をいただきました。これにつきましては、複数年ということを殊さら強く意識したということではございませんけれども、農薬については一般の方に少々誤解が広がっているような状況があるということを、令和2年度に我々が実施した消費者意識調査でつかんでおりました。具体的には、農薬というのは食事を通じて摂取すると体の中にどんどん蓄積をしていってしまうのだと、そして、その悪い影響は本人だけではなくて次世代にもつながっていってしまうのだというようなことを、農薬についてはそうであると答えた消費者の方の割合が多かったということで、これは今の食品安全委員会の評価でそのような農薬があったら絶対に安全性が認められるような状況ではございませんので、正しい知識をしっかりと消費者の皆さんに意見交換を通じて認識いただくことが必要だろうということも踏まえて、今年度、また農薬を設定させていただいたということでございます。

以上です。

○合田座長 浦郷先生、よろしいですか。

○浦郷専門委員 分かりました。ありがとうございました。

農薬の再評価も始まったところですので、この機会に消費者の皆さんに正しく理解していただくことが大事だと思います。私どものほうでもまた学習を進めていきたいと思うので、よろしく願いいたします。

○合田座長 よろしく申し上げます。

それでは、次は、白岩先生、お願いできますか。

○白岩専門委員 白岩です。

皆さんの立派な質問にそぐうかどうか分かりませんが、リスクコミュニケーションはやはり非常に大切なところだと思うのですが、資料1参考の7ページ目の(2)意見交換、講師派遣等のところでございます。先ほど事務局のほうで御説明もあったのですが、意見交換やセミナー等については、食品安全委員会の認知度向上等の効果が一定程度得られるものに講師を派遣するということで、この一定程度というのはどのようにして測るのかとか、それから、一般の人が見たときに線引きされているような感じを受けるのではないかなと思ひまして、ここはもう少し門戸を広くしてもいいのではないかなと思うような表現だったので、事務局の考え方を教えていただければと思います。

○合田座長 事務局、よろしく申し上げます。

○都築情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の都築でございます。

これは決して門戸を狭めているという思いはございませんけれども、なるべく多くの方に食品安全委員会を認知していただきたいということでございまして、セミナーへの講師派遣の要請があった場合には、なるべく多くの方に御出席いただけるような開催方法も相談しつつ、具体的にはリアルな会場で対面で行うということだと、1回10人、20人といったような形での参加人数になってしまうことが多いのですが、ウェブ会議システムを通じて在宅でも聞けるようなものを併用していただくことで、より多くの方に参加いただけるということもございまして、認知度向上等の効果、一定程度得られるような形での参加、そういったものを考えているということでございます。

○合田座長 白岩先生、よろしいですか。

○白岩専門委員 何となく初めて見ると制限がかかっているような感じだったので、今のお話を聞けば分かるのですが、もしよろしければ、そういったことも加えてはいかがかなと思います。よろしく申し上げます。

○合田座長 加えるというのは、どういう言葉を。

○白岩専門委員 ウェブ等の開催なども含めとか、そういったことを書かないと、何となくこの一定程度得られるというところだけが先行して聞こえるのですが。

○合田座長 分かりました。確かにそうですね。認知度向上等、ウェブ等、そういう言葉が中に入れば説明になりますよね。なるほど。ありがとうございます。

○白岩専門委員 事務局にお任せします。

○合田座長 事務局、よろしいですか。

○都築情報・勧告広報課長 表現ぶりは座長と相談させていただきたいと思います。

○合田座長 多分、事務局の気持ちも表れているのかなと思いながら私もこれを聞いていたのですけれども、少し表現ぶりはこちらのほうで検討させてもらうことにするつもりですけれども、それでよろしいですか。

○白岩専門委員 いいです。よろしくをお願いします。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますか。田沼先生、どうぞ。

○田沼専門委員 田沼でございます。

御質問させていただきたいのは、数年前まで中国からの輸入野菜の農薬汚染について、騒がれました。実際に農薬被害も多数あったので食品業界、消費者にとっても大変な状況でしたが、食品安全委員会でも実態調査と対策を進め、政府からも中国政府に対して随分交渉して戴き、日本向け食材への使用農薬の種類、量規制が実施されかなり安全な状態になりました。

また、日本の食品メーカーや輸入業者も農薬使用の実態を現地で確認して、基準を厳守している食材のみを輸入しています。私も外食産業も使用量と価格面で中国野菜や原料を使用せざるを得ない状況がございますが、まだまだ一般の消費者の方には、中国野菜は怖いという感覚もございますので、是非日本政府が輸入許可をしたものは安全であるということをもう少し発信していただけると有難いと思いますが、いかがでございましょうか。

以上でございます。

○合田座長 問題が起きたというのは多分、意図的に、故意に入れられたものことではなかったかなと思うのですけれどもね、基本的には。だから、故意に入れられたのはなかなか難しいですね。

○田沼専門委員 そうですね。使用農薬の量がかなり多く残留量も多かったと思います。

○合田座長 いや、リスク管理機関の問題がどういう具合にそれをコントロールするかという話には多分なるだろうと思いますけれども、ちょっと食品安全委員会とは話がずれますよね。

○田沼専門委員　　そうでしょうか。

○合田座長　　ただ、この問題は、基本的に農薬をどう使用するかという問題だけではなくて、実際にそれをどういう形で輸入して、その際にどうコントロールするかという問題と、その問題もございますね。そこは別に食品安全委員会では具体的に安全性の基準をこちらのほうで決めて、それを守らせるのが厚労省とかで、そういう立ち位置なので、食品安全委員会として何か上げるというのはかなり難しいかなと思います。

○田沼専門委員　　そうなのですね。

○合田座長　　それから、意図的に何か入れられた場合については犯罪なので、犯罪だとまた全然状況が変わってくるのですよね、この話は。

○田沼専門委員　　多分、以前は中国国内農薬使用の種類や量について規則が緩く、そういう食材が日本に輸入されていたが、現在は安全なものも多くなった事を発信して頂くことが可能なかを伺わせていただければと思います。

○合田座長　　多分、検疫所でどのぐらい出ているとか、そういうようなデータは必ず公表してまして、特にそれが大きく変化したという話はないと思うのです。ですから、一定幅の中でずっとコントロールされているとは思っていますけれども、それが特に大きく動くとは必ず社会問題になりますから、そういう状態ではないはずですね。

○田沼専門委員　　そうですか。分かりました。

○合田座長　　ただ、前に一回問題になったのは、故意に入れられた問題があって、それについて自社で分析をしていなかったのですね。自社で分析をしていなくて外注分析をしていたということで、タイムリーにはそれが分からなかったというような犯罪だったと私は覚えています。

　　今村先生、どうぞ。

○今村専門委員　　故意の事件の検討会の座長を私はさせていただいたのですけれども、故意の事件での混入の話と、中国野菜の残留農薬が多かったという話と2つあるのですよ。ですので、特に15年ぐらい前にウナギとか白菜とかに残留農薬ががんがん超えていて片っ端から追い返したという事件が並行してあったと思うのです。先生がおっしゃるとおり、ここ10年ぐらいは検疫所で引っかかるのは少なくなって、もう安全だというふうに我々は

思うようになったのですが、多分、消費者の皆さんはまだ違反しているのではないかとこのことを心配している。

それと2点あって、検疫所とかが違反していませんよというリスクと、日本で基準を満たしている野菜しか売られていないから日本の基準を守っていれば安全ですよという話のリスクと、その2点あるのではないかと思います。

○田沼専門委員 そのとおりだと思います。

○合田座長 今村先生、ありがとうございます。時間のスケールもございましたので、どうもありがとうございます。

○田沼専門委員 ありがとうございます。

○合田座長 それでは、今の御質問はよろしいですか。そうすると、次に手を挙げられていた方、もうお一方いらっしゃいましたね。足立先生、よろしくお願いします。

○足立専門委員 日本生活協同組合連合会の足立でございます。農薬のリスクコミュニケーションについて、最近の事例で事業者としてもどちらも大変だった事例がありましたので、コメントとしてさせていただきます。

蜂蜜のグリホサートによる自主回収ですが、コンプライアンスの観点による問題であって、安全性には問題がないことですが、個別の状況においては、説明も御理解も大変難しく、偏った情報で不安をあおられているということが多く見受けられました。次年度も重点的に農薬のリスクコミュニケーションについて取り組んでくださるということで、これまでの成果も振り返りながら、様々なコンテンツを有効に生かして取り組んでいただけたらと思います。

食品安全委員会ではどのようにリスク評価、健康影響評価をしているか、こういう基本的なことを広く理解していただければ、こういった個別の事象においても大変国民の皆様も安心できるようになるかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○合田座長 ありがとうございます。

畝山先生、何かございますか。この辺りで付け加えることは。

○畝山専門委員 農薬のリスクコミュニケーションに関しては、厚生労働省のほうでも頑張っていると思うのですが、やはり消費者庁も含めてこれからも協力していかないといけないと思いますので、生協のほうとも協力していきたいと思っています。よろしくお願いします。

いします。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますか。

亀井先生、よろしくお願ひします。

○亀井専門委員 日本薬剤師会の亀井でございます。

農薬のことではなく、また情報発信のところのページになりますけれども、7ページのところです。情報発信の工夫を非常にここ数年間でかなりチャンネルを広げていただいているのかなと思ってまして、今、まさにコロナ禍でインターネットを経由した情報発信がすごく重要になっている中、7ページの(3)の広報誌とかそういった紙媒体ですとか、あとは学会のブースのことがここに記載されているのですけれども、そういった機会が非常に少なくなってしまうのではないかと思います。この学会のブース出展というのは、やはり対象者が関係の専門領域の方ということになりますから、通常のインターネットでの情報発信の扱いとまた違ってくるのかなとも思っています。

このブース出展等の機会については、今後も対面での学会がなかなか開催できない中で、それをできる分だけやるという考えなのか、それともほかに何か手段を考えてられるのかというのを伺えたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○合田座長 事務局、よろしいですか。

○都築情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の都築です。

このブース出展の意味は、やはり専門委員の候補になり得る若手の研究者の皆さんに食品安全委員会の役割を認知していただくという非常に大事な機会だと思っております。リアルで学会が開催される場合にはブース出展というのをしているのですけれども、それができない場合には、学会の講演要旨集に広告を入れさせていただいて、食品安全委員会が行っていることをアピールするというような工夫をしているところでございます。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

あと、この点で私も事前に少し事務局と話をしまして、大学にPRというものもすごく大事ですよねという話をしまして、7ページ目の下のところに大学等の教育機関に云々というのをに入れていただけると、今はそこで具体的に講義等をされると先生も、それから生徒さんも、もう少し食品安全委員会についての興味を持っていただけるのではないかなという事で、それも入れていただいたというような事情もございます。ちょっと追加説明させていただきました。

○亀井専門委員 ありがとうございます。

○合田座長 亀井先生、ありがとうございます。

ほかによろしいですか、皆さん。

それでは、1点だけ、文字を少し私と調整させていただく点がございましたけれども、その点は座長預かりといたしますか、私のところで適切に変えたいと思いますので、それ以外の点は本専門調査会としては事務局案どおりということによろしいでしょうか。御異議ございませんか。

それでは、先ほど申しました点を除きまして、事務局案どおりということで進めさせていただきますこといたします。

次の議題に入ります。次は、議事2の「令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について」です。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○新総務課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画でございます。食品安全委員会では、基本方針といたしまして、食品安全基本法の21条1項に規定のございます基本的事項という閣議決定がございます。これに基づきまして、緊急時対応指針というものを食品安全委員会の決定として策定しております。この指針におきまして、平時から緊急時対応訓練を実施し、食中毒等による緊急事態における対応の実効性を確認するということと、それから、担当者の意識の高揚、知識の向上を図るということで、訓練をしておるものでございます。

このような基本的な考え方を踏まえまして、食品安全委員会としましては、前年度までの訓練の成果を生かしつつ、必要な改善も行った上で、令和4年度においても引き続き緊急時対応訓練を実施したいと思っております。

緊急時対応訓練の政府全体としての体制の強化も重要でございますので、取りまとめを担っております消費者庁と緊密に連携を図りまして、関係府省間における役割分担、我々の食品安全委員会としての役割分担も十分に踏まえまして、訓練を計画、設計していきたいと考えております。

以上が基本方針でございます。

次に、重点課題でございます。関係府省と連携した迅速、確実な初動体制を実施するための組織能力の強化ということで、こちらにございます①から③の目的を中心にいたしまして、実務研修と確認訓練というものを実施したいと考えております。緊急時における初動体制を迅速かつ確実に行える体制を強化すること。それから、先ほどからリスクコミュニケーションの問題も出ておりますが、緊急時における国民への情報提供を分かりやすく

正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培う。3つ目が、緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図る。実務研修等によって習得した知識、技術のレベルを確認するというものが実務研修と確認訓練の目的でございます。

なお、先ほど申し上げましたように、政府全体の初動体制としましては、消費者庁が取りまとめとして行う合同訓練の内容を十分に踏まえたものとしたいと考えております。

次に、緊急時対応手順書等の実効性の向上ということでございますが、この訓練計画の実施状況を確認しながら、必要に応じて指針や手順書の見直しを行います。特に今、コロナの関係でいわゆる在宅勤務、テレワークを実施している状態を想定しまして、そのような状態における緊急時対応を想定した訓練を実施するというのを考えております。

実施のスケジュールにつきましては、3の部分、一番下の部分ですが、令和4年4月に緊急時対応訓練の詳細を決定いたしまして、実務研修の実施、確認訓練の実施というふうに計画をしております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

本議題につきましては、事前の意見の提出はございませんでしたが、このタイミングで御質問、御意見等はございますでしょうか。皆様、よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、特に御質問、御意見はございませんようでしたので、本専門調査会としましては、事務局案どおりとしたいと思いますのですが、よろしいですね。

御了解いただいたものといたします。ありがとうございました。

それでは、最後ですね。その他、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○新総務課長 特にございません。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、以上によりまして本日の議事は全て終了いたしました。

次回の日程につきましては、どうなっているでしょうか。

○新総務課長 次回の企画等専門調査会では、「令和3年度食品安全委員会運営状況報告書」等につきまして御審議を賜りたいと考えております。

日程につきましては、現在調整中でございますが、おおむね例年どおり6月の開催を予定しております。日程が決定次第、改めて事務局から御連絡を申し上げますので、よろしく御出席のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第35回「企画等専門調査会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。